

株式会社アイケア 福祉用具専門相談員講習 運営規定

(開講目的)

第1条 要支援状態、要介護状態にある高齢者に対し、適正かつ質の高い用具提供および相談サービス提供を行う上で必要とされる知識・技術を身につけ、高齢社会への対応・寄与することを目的とする。

(講習の名称)

第2条 講習の名称は以下のとおりとする。

株式会社アイケア 福祉用具専門相談員講習

(講習の課程)

第3条 講習課程は以下のとおりとする。

福祉用具専門相談員指定講習

(講習会場の所在地)

第4条 講習会場の所在地は、別紙1「株式会社アイケア 福祉用具専門相談員講習 講習会場一覧表」のとおり。

(講習期間)

第5条 講習期間はおおむね2か月とする。

(講師氏名)

第6条 講習を担当する講師は、別紙2「株式会社アイケア 福祉用具専門相談員講習 講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第7条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。やむを得ず欠席する場合には、必ず受講開始前までに電話等により届け出ることとする。

(講習時間数等)

第8条 講習時間数は、別紙3「株式会社アイケア 福祉用具専門相談員講習 カリキュラム」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(講習修了の認定方法)

第9条 第8条に定める講習の全日程及びその内容すべてを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得たものを修了者と認める。

2 修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上) B(89~80点)、C(79~70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(年間の開講時期)

第10条 年間1回以上開講するものとし、時期についてはその都度定める。

(受講申込手続)

第11条 受講申込手続は以下により行う。

(1) 一般講習の受講申込手続

次の①から③の手順により行い、③の完了を株式会社アイケア(以下、「アイケア」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

① 受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

② 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、アイケアに郵送にて提出する。

③ 受講決定通知等

アイケアから受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(2) 委託講習等の受講申込手続

その都度、募集案内等において定める。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第12条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

(1) 一般講習の受講に際し必要な費用の額

- | | |
|-----------------|-----------|
| ①受講料 | 46,220円 |
| ②テキスト代 | 3,780円 |
| ③傷害・賠償保険料 | (アイケア負担) |
| ④補講料(講義、演習及び実習) | 1,500円/時間 |

(2) 委託講習等の受講に際し必要な費用の額

その都度、募集案内等において定める。

(返金について)

第13条 受講申し込み手続き完了後の返金は講習開始1週間前までに解約の申し出があった場合、受講料を全額返還し、それ以降は返金しない。

(保険加入)

第14条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用はアイケアが負担する。

(講習欠席者に対する補講の実施方法)

第15条 講習を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者については補講を行うものとする。

(使用テキスト等)

第16条 講習に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規出版株式会社

福祉用具専門相談員研修テキスト

(受講取消)

第17条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、アイケアの判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 講習の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意志がなく、「退校届」を提出した者
- (4) その他、アイケアが講習を継続することが客観的にみて不相当とみなした者

(退講)

第18条 第17条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退校前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第19条 アイケアは、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第20条 アイケアは、第9条により修了者と認定したものに対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第21条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「株式会社アイケア 福祉用具 専門相談員講習 修了証明書再交付申請書」をアイケアに提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第22条 アイケアは、当該講習における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講生は、講習中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載してアイケアに提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成27年 5月26日から施行する(指定日)